



## EUの拡大と今後の課題

経済調査部研究員 亀井 純野

2007年1月1日、ブルガリアとルーマニアの2カ国がEUに加盟した。これによりEU加盟国は27カ国となり、2004年5月に始まったEUの東方拡大(第5次拡大)(注1)は一段落した。しかし両国の加盟は両国のみならずEU全体にも厳しい課題を突きつけている。

まず、両国の一人当たりGDPはルーマニアがEU25カ国平均を100とすると34、ブルガリアが同33(購買力平価換算)と27カ国中最も低い。このため、両国の加盟により、EU域内の所得格差はさらに拡大することとなる。この格差縮小にはEUの支援のみならず、両国の一層の努力が必要となる。

さらに、加盟にあたっては31の分野においてEU基準を国内法に反映させることが義務付けられているが、ブルガリアとルーマニアは司法改革や汚職・組織犯罪対策などの整備が特に遅れているため、今後は欧州委員会が改革の進展状況を監視していくとの条件付での加盟となった。

EU法では、域内での人の自由移動が基本的自由のひとつとして保障されており、これには自国以外の加盟国に居住し、働く権利も含まれている。しかしながら、2004年5月に東欧10カ国が加盟した際に域内の所得格差の広がりに対応した移行措置として、旧加盟国側に最長7年の移民流入規制が認められている。そのため、2004年以降にEUに加盟した国では市場統合は実現したものの、経済格差のある加盟国間での労働者移動の早期実現が困難な状況となっている。

今回加盟した2カ国の状況はさらに厳しくなっており、市場を完全に開放するのは、スウェーデンとフィンランドおよび2004年の加盟国10カ国に留まる。2004年の拡大の際には、イギリスとアイルランドも完全に市場を開放していたが、予想以上に多くの労働者が流入したため、現在、労働者の流入が大きな問題となっている。

イギリスではEU新規加盟国からの移民流入に対する市民の反感が強まっており、昨年FT紙が行った世論調査では、76%がイギリスはあまりにも多くの移民を受け入れていると回答していることに加え、中・東欧の加盟国からの移民流入が国内経済に悪影響を及ぼしていると答えた人も50%に上ったとされる。

新規にEUに加盟する国にも不安はある。新加盟国は、自由と豊かさの実現を期待してEUに加盟した。しかし2004年に加盟した国についてみると、西側の旧加盟国

との地域格差は拡大し、雇用は困難になり、社会保障は削減され、加盟コストは市民に降りかかるという問題が浮上しており、市民レベルでの不満が高まっている。

こうした中、今回加盟したルーマニアで2006年末に実施された世論調査では、「加盟により生活が厳しくなる」と考えている人が34.5%に達し、「生活が良くなる」(28.8%)、「変わらない」(27.5%)の回答を上回った。向こう3年間の見通しでは、「良くなる」が35.8%に増え、長期的にはEU加盟が有益と見ているようであるが、多くのルーマニア市民が加盟直後の生活に不安を抱いていることが明らかになった。今後こうした不満が政治的な不安定につながることであれば、EUの一層の統合にむけてのマイナス要因が強まるだろう。

旧加盟国には労働者の流入以外にも不安がある。それが顕著に表れたのが2005年のフランスとオランダの国民投票における欧州憲法条約の批准の相次ぐ否決である。

否決の理由はさまざまあるが、大きな理由のひとつに憲法とは直接関係のないEU東方拡大後の市場統合に対する不満が挙げられる。つまり、新加盟国から低賃金労働者が流入し国内の失業増加につながるなどの不安に加え、国内企業が低賃金労働者を雇用可能でかつ税率の低い新規加盟国に生産施設を移転することによる雇用喪失の不安。さらに、新加盟国がEUの農業補助金の支給を受けることにより、旧加盟国の国内農家の収入が圧迫されることになる。その中で、旧加盟国にとってのEU拡大のメリットは何であろうか？という不満と、見通しの厳しい先行きへの不安が広がったことが条約の批准否決の背景にある。

マーストリヒト条約では、EUは「域内国境のない地域の創設、及び経済通貨統合の設立を通じて経済的・社会的発展を促進すること」のみならず、「共同体の蓄積された成果の維持と、これに基づく政策や協力形態を見直すこと」としており、経済統合に加え、政治統合の推進を目指すものであるとされている。EUの拡大は、アジアの経済力への対抗としての側面に加え、2度の大戦によって分断された欧州を再度統合することで政治、民族問題等で不安定さの残る地域をヨーロッパに取り込み、域内全体に安定と経済発展をもたらすためであるといえよう。

これらの目的を達成し、今後EUを円滑に運営していくためには、すでに加盟候補国として承認されているマケドニア、クロアチア、トルコへの拡大を進めていくと同時に、運営の枠組みである欧州憲法条約の批准が求められる。そして、条約批准のためには、新旧加盟国双方の不安と不満が解消されなければならない。EUはこれらの相反する課題に同時に対応する必要があり、引き続き厳しい状況が続くといえよう。もっとも、本年上期の議長国であるドイツは6月までに欧州憲法条約の再協議に向けた報告を提出するとしている。EUの設立条約として知られるローマ条約の調印から50周年の節目にあたる本年、欧州統合の新たな進展を期待したい。

(注1) 第1次拡大はデンマーク、アイルランド、イギリスの加盟(1973年)。第2次拡大はギリシャ(1981年)、第3次拡大はスペイン、ポルトガル(1986年)。第4次拡大はオーストリア、フィンランド、スウェーデンの加盟(1995年)。第5次拡大は2004年のキプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、スロバキア、スロベニアと、本年1月のブルガリアとルーマニアの加盟を指す。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2007 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>